改正前厚年令第三条の十の八第二十号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金
	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の九	法第六十条第二項第二号ロ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項第二号ロ
改正前厚年令第三条の十の九第一号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の九第二号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	同法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の九第三号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の十	法第六十一条第三項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十一条第三項
改正前厚年令第三条の十の十第一号	国家公務員共済組合法第七十七条第四項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法第四十三条第三項
改正前厚年令第三条の十の十第二号	地方公務員等共済組合法第七十九条第三項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた法第四十三条第三項
改正前厚年令第三条の十の十第三号	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第四項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法第四十三条第三項
改正前厚年令第三条の十一第一項	法第六十四条の二第一項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十四条の二第一項
改正前厚年令第三条の十一第一項第一号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち

改正前厚年令第三条の十一第一項第二号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十一第一項第三号	法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法
改正前厚年令第三条の十一第二項	法第六十四条の三第一項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十四条の三第一項
改正前厚年令第三条の十一の二第一項	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十一の二第一項第一号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	同法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十一の二第一項第二号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十一の二第二項	法第六十四条の三第一項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十四条の三第一項
改正前厚年令第三条の十二	法第六十九条	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十九条
改正前厚年令第三条の十二第一号	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十二第二号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前厚年令第三条の十二第三号	私立学校教職員共済法	平成二十四年一元化法改正前私学共済法
	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済法